



※広域機関ルールとは、電力広域的運営推進機関の業務規程・送配電等業務指針を指す。

※業務規程・送配電等業務指針以外の事項（細則・要領等）についても、必要に応じ本プロセスに準ずる。

※検討状況を踏まえ、作業会等を適宜設置する。

※会員その他の事業者の事業活動に重大な影響を及ぼさない場合については、意見募集等を省略する（送配電等業務指針の意見募集は必須）ことがある。